

# 松戸市高齢者補聴器購入費助成について

聴力の低下により、周囲の人々とのコミュニケーションが難しくなるなど、生活に支障が生じている高齢者の方々が、補聴器を利用され耳の聞こえが改善することで、生活の質が向上し、社会参加の意欲が高まります。松戸市では、住み慣れた地域で、いきいきと自分らしい生活が送れるよう、補聴器購入費の一部を助成します。

## 対象者

次の要件をすべて満たしている方

- 補聴器購入日において、松戸市に住民票がある65歳以上の方
- **市民税非課税世帯**の方
- 耳鼻咽喉科を標榜する医師により、補聴器使用が必要と診断された証明がある方
- 聴覚障害の身体障害者手帳の交付を受けていない方（申請中の方も助成対象外）
- 過去にこの助成を受けていない方



## 助成の内容

30,000円を上限として、1人1回限りの助成です。

**(申請受付は、補聴器を購入した日の翌日から起算して1年以内)**

- 補助対象は、医療機器認定を受けている補聴器本体購入費のみ  
(集音器・付属品購入費、修理費用等は対象外です)

※ 片耳、両耳問わず上限は30,000円

※ 申請件数が予算上限に達した場合は、受付を終了します。

## 医療機関様へのお願い

### 加齢性難聴疑いの方が受診した際のお願い

- 上記の対象要件に当てはまる方が受診した場合は、
  - ・ 保険診療にて診察をお願いします。
  - ・ 診察、検査の実施および本事業の該当者への医師の証明書の作成をお願いいたします。

※ 受診料や検査料、文書料は患者様自己負担となります。市からの補助はありません。

※ 患者様は、医師の証明書（市の指定する様式）を持参しています。お忘れ等により持参していない場合は、高齢者支援課よりお送りしている証明書をご利用ください。

- **本助成制度に該当せず医療費控除の申請を検討している方が受診した場合は、補聴器相談医の受診が必要である旨をお伝え下さい。**

### 身体障害者手帳による補装具費の給付の可能性がある場合

次に掲げる聴覚又は平衡機能の障害で、永続するもの場合は、補装具費の給付の可能性がありますので、「身体障害者福祉法第15条の指定を受けた医師」にご紹介下さい。

- 1 両耳の聴力レベルがそれぞれ70デシベル以上のもの
- 2 一耳の聴力レベルが90デシベル以上、他耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの
- 3 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50パーセント以下のもの
- 4 平衡機能の著しい障害

## 申請までの流れ

補聴器の購入費用の一部（上限30,000円）を助成します

### 1 市に相談

### 2 申請書（2種）を入手

- 松戸市高齢者補聴器購入費助成申請書兼請求書（様式第1号）
  - 耳鼻咽喉科を標榜する医師の証明書（様式第2号）
- 市ホームページからダウンロード、または、市担当課で受取る。

### 3 耳鼻咽喉科を受診・検査

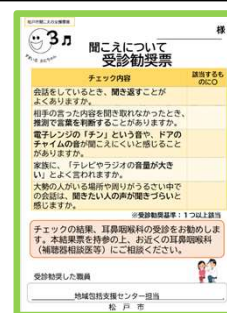
「耳鼻咽喉科を標榜する医師の証明書（様式第2号）」を持参の上受診し、医師に証明書の作成を依頼（文書料は自己負担）する。地域包括支援センターが開催する教室等に参加し受診勧奨をされた場合は、「受診勧奨票」を持参します。

### 4 補聴器を購入

補聴器販売店で補聴器を購入し、

「領収書及び納品書等※」を受取る。

※「領収書」は、購入日、購入者氏名、品名・型番、金額、事業所名・事業所印の入っているもの



### 5 必要な書類をそろえて申請（郵送可）

次の書類を添えて、下記申請先へ提出。申請受付は、補聴器を購入した日の翌日から起算して1年以内。

- 松戸市高齢者補聴器購入費助成申請書兼請求書（様式第1号）
- 耳鼻咽喉科を標榜する医師の証明書（様式第2号）
- 医療機器認定を取得した補聴器の領収書※写し可
- ※必要な方のみ 市区町村民非課税証明書

### 6 決定通知、助成費用のお振込み

申請書の確認後、高齢者支援課から決定通知を送付し、その後ご指定の口座にお振込みいたします。

## 補聴器の購入店舗について

補聴器は、医療機器認定を受けている補聴器の取扱いがあり、見積書・領収書を作成していただける店舗であれば、市内外を問わず、どの店舗でも購入していただけます。

但し、インターネットで購入した場合は助成の対象外となります。

※本助成制度に該当せず、医療費控除の申請を検討している場合は、国税庁のホームページまたはお近くの税務署をご案内下さい。



参照) 「補聴器の購入費用に係る医療費控除の取扱いについて (情報)」 → 「国税庁ホームページ」

お問い合わせ  
申請先

高齢者支援課

〒271-8588 千葉県松戸市根本387-5  
電話 047-366-7346